エイズ対策

エイズ対策

原因の究明・発生の予防及びまん延の防止

1　エイズ発生動向調査
2　血液凝固異常者実態調査事業
3　HIV感染者等保健福祉相談事業
4　エイズ患者等に対する社会的支援事業
5　個別施策層対応手引書作成
6　ボランティア指導者育成事業
7　相談員養成研修事業
8　相談体制維持強化
9　保健所における血液検査の迅速化（検査機器等の整備）
10　保健所の個室相談室の整備
11　検査体制維持強化
12　検疫所でのHIV検査実施
13　エイズに関する教育・研修
14　保健所等におけるHIV検査･相談事業

医療の提供

1　エイズ治療のための個室病室等の整備
2　エイズ治療拠点病院に対する医療機器等の整備
3　エイズ治療拠点病院診療支援事業
4　エイズ治療研究情報網整備
5　エイズ治療拠点病院医療従事者海外実地研修
6　エイズ治療拠点病院地域別院長会議の開催
7　地方ブロックの拠点病院整備促進事業
8　エイズ治療・研究開発センター運営
9　国立病院・療養所におけるエイズ診療体制の整備
10　医師、看護師、検査技師研修
11　HIV診療医師情報網支援事業
12　歯科医療関係者感染症予防講習
13　医療提供体制確保
14　血友病患者等治療研究

研究開発の推進

1　エイズ対策の研究
2　創薬等ヒューマンサイエンス総合研究
3　エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業
4　エイズ・結核合併症治療研究事業
5　外国人研修者招聘等研究推進事業
6　基礎研究推進事業
7　エイズ研究センター運営
8　共同利用型高額研究機器整備

国際的な連携

1　アジア地域エイズ専門家研修事業
2　日米医学協力研究事業
3　国連合同エイズ計画への拠出
4　エイズ国際協力計画の検討
5　開発途上国ワークショップ開催
6　エイズ国際会議研究者等派遣事業

人権の尊重・普及啓発及び教育・関係機関との新たな連携

1　エイズ知識啓発普及事業
2　「世界エイズデー」啓発普及事業
3　啓発普及（パンフレットの配布等）
4　エイズ予防ポスター作製
5　空港でのビデオ等による啓発
6　エイズ対策評価検討
7　エイズ予防情報センター事業
8　血液製剤安全性情報システム事業
9　青少年エイズ対策

都道府県等によるエイズ対策促進事業

・エイズ対策推進のためのマンパワーの養成事業
・啓発普及活動事業
・地域拠点病院治療促進事業
・エイズ治療拠点病院医療従事者実地研修事業
・エイズ治療拠点病院カウンセラー設置事業
・地域組織等活動促進事業　等

（「平成16年版厚生労働省白書」p.314より）

C型肝炎等緊急総合対策

平成17年度予算　51億円（16年度予算　64億円）

基本的な考え方

①肝炎による健康障害を回避することが可能であること及び感染者に対する偏見や差別を防ぐという観点から正しい知識の普及が必要
②C型肝炎ウイルス等感染者の数は極めて多く、感染率等の要素を勘案して、ある程度対象集団を絞り込んだ、重点的、迅速的な対応が必要

1．国民に対する普及啓発・相談指導の充実

①国民に対する普及啓発　②地域や職場等における相談機会の確保　③相談事業の実施

2．現行の健康診査体制を活用した肝炎ウイルス検査等の実施

（事業発足から3年経過したことなどから、過去の実績を踏まえて対象者数を見直し
このため、検査関係全体予算額がH16：57億円→H17：43億円に減少（△14億円））

①老人保健事業における肝炎ウイルス検査等の実施
②政府管掌健康保険等の生活習慣病予防健診における肝炎ウイルス検査の実施
③保健所等における肝炎ウイルス検査の実施
④健康保険組合、職域における健康診断の勧奨

3．治療方法等の研究開発及び診療体制の整備

肝炎・肝硬変・肝がん等の予防及び治療法の研究開発に関する予算額を大幅に増額（H16：7.4億円→H17：7.9億円）し、一層の推進を図る

①肝臓病の新たな治療方法等の研究開発
②有効性が明らかに優れた新薬等の実用化の推進
・インターフェロン関係の保険適用の拡大（リバビリンとの併用療法（H13.12）、投与期間制限の撤廃（H14.2）、ペグインターフェロンの保険適用（H15.12）、ペグインターフェロンとリバビリンとの併用療法（H16.12））
・生体部分肝移植の成人への保険適用の拡大（H16.1）
・肝悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法に医療保険を適用（H16.4）
③治療指針の普及促進や治療体制の整備
・臨床研究班による肝炎治療の標準化とその普及による肝炎治療体制の整備
・独立行政法人国立病院機構長崎医療センター中心に診断・治療法の開発・研究を実施
・地域がん診療拠点病院の整備

4．予防、感染経路の遮断

①院内感染対策のための医療従事者講習会
②相談窓口事業の実施
③輸血における新しい検査法の標準化、院内輸血指針の策定

C型肝炎の検査・治療体制等の一層の充実を図るため、今後、新たに専門家による検討を開始し、本年夏頃を目途に取りまとめる予定

「血液事業の情報ページ」の御紹介

厚生労働省医薬食品血液対策課では、血液事業に関する国民の皆様の理解に資するため、厚生労働省ホームページ内に「血液事業の情報ページ」を開設しています。

トップページの左下部にある「医薬品・医療機器」をクリックすると、画面左中ほどにリンク先が表示されます。

血液法に基づく各種計画（基本方針、献血推進計画及び需給計画等）、施策に関する法令・通知、審議会等の資料の閲覧先が、ⅠからⅦまでのメニューにまとめられています。

Ⅶからは、さらに「その他関連資料へのリンク」として、「感染症対策（ウイルス肝炎対策）」、「非加熱凝固因子製剤によるHIV感染関連」、「生物由来製品に由来する健康被害救済制度関連」へのリンクを置いております。

血液事業及び関連施策の進展に伴い、コンテンツを充実させていきますので、積極的に御活用いただきますようお願いします。

○「血液事業の情報ページ」のメニュー画面　http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/index.html

○「その他関連資料へのリンク」の画面　http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/7m.html

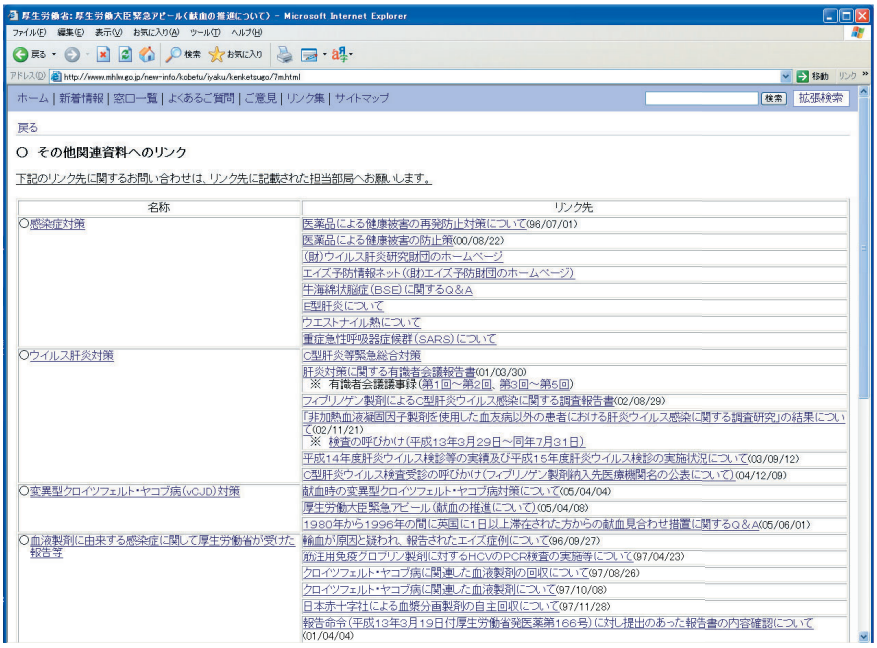

厚 生 労 働 省

問い合わせ先

厚生労働省 医薬食品局血液対策課

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2　TEL.03-5253-1111（代表）